

## 「渋染一揆」再考 … 多様な部落史像を求めて

近年の部落史研究の成果によって、従来の部落史観が大きく変わってきました。権力者によって創出され、厳しい身分差別を受け、低位に置かれ、貧困で悲惨な生活を強いられていたという認識は、もはや歴史的事実とは大きく懸け離れたものであると誰もが認めるまでに至っています。

しかし多くの県や市町村で、同和教育の副読本に記載され、社会科の教科書にも記述されている「渋染一揆」については、従来通りの認識であり、見直されることも、まして疑問視されることもありません。それは、差別されていた被差別身分の人々が権力の横暴に対して立ち上がり、自分たちの要求を毅然とした態度で貫き通した「人権獲得の闘い」としての評価が高いからだと思えます。

こう考えると、住本健次さんが提起した「渋染一揆」（「渋染・藍染の色は人をはずかしめる色か」『脱常識の部落問題』）の見直しは意義があると思えますし、彼の提起は他の研究者（渡辺俊雄『部落史がわかる』、斎藤洋一「『えた』身分と一揆」『民衆の運動史1巻一揆と周縁』など）や多くの教師に大きな波紋を投げかけたと思えます。しかし、「渋染一揆」全体についてはまだ十分ではないため、現在、岡山県同教では、「渋染一揆」解釈について見直していこうということで作業を進めています。私も、この作業を進めているメンバーの一人として、本日は、「渋染一揆」をどういう点で見直していこうとしているかを中心にお話ししようと思っています。

### 従来の「渋染一揆」解釈

住本健次さんも先ほど論文の中で書かれています、いくつかの県で使われている同和教育の副読本に教材として収録されている「渋染一揆」は、史実と違う点や脚色されている点が多くあります。住本さんは北九州市で使われている副読本『いのち』を取り上げて史実との違いを指摘しておられますが、同様な史実の改変や脚色は徳島県の副読本『私の願い』にもあります。実際には岡山藩では出されていない差別法令（例えば「五寸四角の皮を胸につけよ」などの他藩で出された法令）を列挙して、「今までもこのような差別法令を出されて自分たちはこんなにも苦しんできた、今度はその上さらに衣類や衣服の色まで規制してきた、もっとひどい差別的な扱いを命じられた、もうこれ以上は耐えられない」という被差別民の怒りが彼らを「渋染一揆」に立ち上がらせたのである、と書かれています。

このように、史実でないことまで記述して、何を生徒に教えようとしているのでしょうか。それは、「渋染一揆」という史実を「幕府や藩の分断支配政策によって、被差別民がどれほど厳しく不合理な差別を受けていたか」という型にはめ、「権力に対する怒りをもたせる」とともに「差別の不合理性を理解させ、差別を許さない心情を育成する」という目的に合致させようとしたからだと思えます。さらには、「差別的な法令に対して、被差別民が団結して立ち上がり、その法令を実質的には撤回（空文化）させた」という歴史的事実によって、「被差別民の抵抗とその成功」というプラスのイメージを強調することができるからでしょう。つまりこのような拡大解釈や大幅な脚色は、「渋染一揆」を「近世政治起源説」の典型として、また「階級闘争史観」のモデルとして理解してきた結果だと思えます。岡山藩の差別政策（財政状況から「儉約御触書」が下されるまで）は「近世政治起源説」の、そして被差別民が差別法令に抵抗して立ち上がる姿（「渋染一揆」の決起と勝利）は「階級闘争」の典型的な例として解釈され教材化されてきたのです。

### 「近世政治起源説」に適合するように解釈された「渋染一揆」

「近世政治起源説」とは「部落の起源は、近世の支配者が民衆の分断支配のために、さらに低い身分として穢多身分・非人身分を士農工商の身分の下に置いた」という考えです。この説の根本概念は「分断（分裂）支配」です。つまり、支配者（権力者）である武士は百姓や町人からの年貢などの租税によって生計を維持しているため、幕府や藩の財政を安定させ、自らの生活を豊かにするには、特に百姓に対する年貢を増徴するようになる。加えて、貨幣経済（商品経済）の発展により幕府や藩の支出が増大していくにつれ、百姓から厳しく年貢を増徴するようになる。当然、百姓は不平や不満をもつようになる。こうした百姓の不平や不満をそらす目的で、支配者が被差別身分をつくった、あるいは、百姓一揆などのように民衆が団結して権力に反抗することがないように、身分を分断して支配した。これが「分断支配」の考えです。そして、この「分断支配」に適合するように史実を解釈したのが従来の「渋染一揆」です。

つまり、当時の岡山藩は、幕末期における他藩と同様に、非常なる財政危機の状態でした。その財政危機を打開するために、「安政の改革」と称して百姓に厳しい儉約令を命じるとともに年貢の増徴を断行しようとしていました。当然、百姓の不平や不満が予想できます。百姓一揆などの反抗を未然に防ぐためにも、百姓の不平や不満をそらす必要がある。そこで「儉約御触書」を百姓に出すにあたって、百姓には二十四ヶ条を、「えた」身分には同じ二十四ヶ条に加えて別の五ヶ条も出すというようにしたのです。しかも「えた」身分に対しては、出す時期も遅らせています。二十九ヶ条の「儉約御触書」のうち、百姓には二十四ヶ条だけを命じ、「えた」身分には百姓よりさらに厳しくて、さらに差別的な後段の五ヶ条である「別段御触書」も命じたのです。そのために岡山藩の政策は、百姓の不平や不満をそらす分断支配であった、と解釈されてきたわけです。その点で「洪染一揆」は「近世政治起源説」の理論に適合するように、うまく解釈できる史実だったのです。しかし私は、必ずしもそうは考えていません。むしろ「洪染一揆」という史実を、「近世政治起源説」の立場から、この考えに合うように解釈（曲解）してきたと考えています。

#### 「階級闘争史観」で脚色された「洪染一揆」

もう一つは「階級闘争史観」による解釈、脚色がなされてきたということですね。武士に対する反抗という観点を「階級闘争史観」から拡大解釈してきたように思います。例えば、大森久雄さんは『概説・洪染一揆』（岡山部落問題研究所）において、従来の「洪染一揆」学習を「徳目教化におちいり、幕末の百姓一揆に位置づけて真実を学ぶ視点に立っていない。歴史教材を徳目に必要な面のみで強調し利用した道徳教育」と批判しています。彼は「洪染一揆の背景には『世直し』をねがう幕末の広範な民衆運動があった。洪染一揆はその一環として闘われた」と、つまり、幕藩支配権力に対抗した民衆運動としての百姓一揆、その百姓一揆の一形態として「洪染一揆」を捉えています。民衆と権力との対立、支配への抵抗、「世直し」を願って立ち上がった民衆運動というように、支配階級と被支配階級間の階級闘争として「洪染一揆」を位置づけているのです。しかし、その視点は歴史事象を現象面だけで捉えて、「洪染一揆」という歴史事実の内面的な背景、つまり被差別民の差別政策に対する心情や厳しい差別の中を彼らがどのような思いで生き抜いてきたか、あるいは百姓と被差別民との差別的な関係や心理的な確執などについては切り捨てています。歴史的事実を現象面のみから捉えて、階級闘争史観の一つのモデルとして、この歴史観に合うように脚色したり、史実の背景を切り捨てた「洪染一揆」が、研究者や指導者によって再検討されることもなく、同和教育の副読本として書かれ、そのままに授業を通して生徒に伝えられてきたわけです。確かに、被差別民が百姓として成長してきた成果（百姓と同等の権利）を既得権として認めさせようとした点や、一揆の過程や要因の中には「階級闘争」の側面もあると思いますが、この側面だけで百姓一揆と同じであると考えることについては、私は反対です。

#### 補 足

【……その多くが一揆、打ちこわし等への彼らの参加という事実を、「差別と分裂支配に抗して」とくくっている。人民の階級闘争をそうした激発的な闘いを中心にする方法論がやはり皮多村の階級闘争の評価の際にももち込まれている。人民の抵抗と階級闘争が多様であったように、皮多達の抵抗と解放闘争も創意的で、柔軟で、多様であった】

（村崎信夫「皮多村方騒動の構造と展開」『近世部落史の研究 下』）

【……それらの抵抗の内的連関や、闘いの社会・経済的基礎がほとんど明らかにされなかった。また、差別政策といわれるそれについても、断片的な法令以上には何ら具体的な、十分な説明がなされなかったので、皮多身分の必死の抵抗が何を生み出したか、差別政策の貫徹過程のメカニズムに対してどのような影響を与えたかは、何も明白にならない。……それは根本的には、封建制下の賤民にとって何が解放であったのか、解放とは何か、が示されてこなかったからである。】

（臼井寿光『兵庫の部落史 第1巻』）

## 従来の授業実践

従来「渋染一揆」の授業実践の多くは、先ほど述べた観点から、つまり差別的な衣服の着用を強制した岡山藩に対抗して、被差別民が団結して抵抗し、差別法令の空文化（実質的撤廃）に成功した人権闘争であるという観点から、次の①～④までの流れで展開されてきました。

- ① 「渋染」「藍染」という差別的な衣服の着用を、「別段御触書」として被差別部落に命じた岡山藩の差別性と分断支配
- ② 「岡山藩の①のような支配」を不当な差別と見抜き、差別政策に対して立ち上がった被差別部落の人々の勇敢な姿と団結力
- ③ 静かな、しかし意志強固な闘い（生命を賭けた強訴）
- ④ 尊い犠牲者を出しながらも、「別段御触書」を空文化することに成功した

具体的には、社会科で簡単な歴史的背景を説明し、道徳で副読本（読み物教材）を使って内容を理解させる授業がほとんどではないでしょうか。すなわち歴史的背景として、岡山藩の年貢収納高の低下や商人への多額の借銀返済の必要、黒船来航による房総半島の警備と兵制の改革などによる経費増大等々の藩財政の破綻から「安政の改革」を実施しようとしたことを、先程述べました「近世政治起源説」に基づいて説明するに留まっています。しかも、多くの教師が生徒から差別への怒りや差別を許さない心情を引き出すことに心を砕くあまり、身分差別の悲惨さをことさらに強調する授業を行っているのが実状でしょう。そのため、まるで唐突に「渋染一揆」が起こったかのような印象を生徒は持ってしまいます。さらに悪いことに、幕末の差別強化を跳ね返した史実として、解放への展望を示すはずの「渋染一揆」が、部落に対して惨めで低位で暗いイメージを生徒の脳裏に残すことになってしまうのです。

### 生徒のイメージとして残るもの

以前、ある教師が違反の制服を着ていた生徒を注意している場面に出くわしました。その教師の注意に対して、この生徒が吐き捨てるように言った言葉に私は唖然としてしまいました。この生徒は「わたらの服は渋染と同じか。渋染一揆を起こすぞ」と言ったのです。

「渋染の服」や「渋染の色」に差別の根拠を求め、差別的な衣服着用の強要が差別であると説明し、ことさらに嫌悪感をあおるような補足説明（色の持つ差別性や染色時の臭いなど）まで加味することで「別段御触書」の差別性や不当性を示そうとした結果、生徒の脳裡には「渋染」に対する悪しきイメージのみが残ってしまったのです。一例ではありますが、このような生徒はほんの一握りであると言い切れるのでしょうか。

差別の厳しさを強調すれば強調するほど、差別を跳ね返して、一揆が成功したという事実よりも、生徒の心には、「そんなに差別がひどかったのか。そんな目にあっていたのか」という差別の厳しさと悲惨さの方が残ってしまう。さらに、何よりも伝えたいはずの「人権闘争としての意義」や「人権を勝ち取った素晴らしい闘いである」という史実は生徒の意識には残らず、被差別身分の低位な生活、差別による悲惨な状況のみが残ってしまう。私自身、従来の説に立って授業していたときの生徒の反応は「すごいなあ」あるいは「成功してよかった」「差別に負けないで、よくがんばった」でした。「渋染一揆」の成功を強調しますから当然の反応なんですけれど。ただ、部落の子はどうかというと、部落の子はやっぱり下を向きました。どうして下を向くのか。それは、周りの生徒が発言する「すごいなあ、よかったなあ」という言葉に含まれる「他人事」の感情と、「そんな差別を受けながらも頑張ったんだ」という「そんな差別」の部分を発言する部落外の生徒がどのように認識しているかをわかっていなかったからなんです。どれほど闘争の素晴らしさが強調されても、被差別身分である事実は否定できないわけです。厳しく悲惨な差別の実態は消せないのです。祖先への誇りも差別解消への展望も見えないのです。

実は私も、長くこうした授業を行ってきました。しかし、このような授業をしながら、どうも釈然としない。納得できないんですね。私自身、実は長い間「渋染一揆」の原典史料を読むことなしに授業を行っていました。それで、やはり原典史料を読まないといけないと思い、初めて読みました。原典史料はいくつかありますが（「渋染一揆資料館」には複製本があります）「渋染一揆」がなぜ後世に伝わったかという点、実際に「渋染一揆」を中心になって闘った二人の人物がその顛末を書き残しているんです。和紙に書いた和綴りの冊子を残したのです。神下村の判頭豊五郎さんが書いた『禁服訟歎難訴記』と、国守村の判頭豊吉さんが書いた『屑者重宝記』です。この原典史料を読み込んでいくと、今までの解釈と違う「渋染一揆」が見えてきました。従来言われてきた「近世政治起源説」による「渋染一揆」や、「階級闘争」という側面だけではない違う姿が見えてきました。本日は、最近の部落史研究の成果も含めながら、私自身の考える「渋染一揆」についてお話してみたいと思っています。

### 財政危機に陥った岡山藩

まず「渋染一揆」の歴史的背景を説明してみたいと思います。江戸時代中期以後、財政に余裕のある藩はほとんどないのが実態ですが、大規模な新田開発や商品作物の生産によって相対的に豊かであった岡山藩も1700年頃より、年貢収納高の減少などから窮乏化していきます。特に1800年代に入ると藩財政は深刻な状況に陥りました。これに追い打ちをかけるように、嘉永6年（1853）のペリー来航後に幕府から房総半島の警備を命じられたことによる出費、さらには翌々年の大地震で江戸藩邸が倒壊し、この復旧のために莫大な費用がかかるなど、もはや岡山藩の財政は危機的状況でした。房総半島の警備では、家老の伊木若狭が千数百人も藩兵や人足を引き連れて約一年ほど行くわけです。この伊木若狭が「渋染一揆」のとき、一揆勢が歎願書を差し出そうとした相手なんです。このときの費用が巨額で、後々藩の財政にとって大きな負担になっていきます。さらには、領内への黒船侵入に備えて、旧式の軍制を洋式大砲などの新式に代え、砲台を築く、あるいは下級武士を江戸まで連れて行って砲術などの勉強をさせるといった課題があり、これらの費用だけでも膨大な出費になりました。

### 「儉約令」の目的は年貢増徴ではない

実際に岡山藩の借財がどれだけあったかという点、当時の年間総支出額が銀約七千貫なんです。これに対して豪商鴻池からの借財が銀約二万四千貫、つまり三年分の支出総額以上の借財があったのです。元利払いだけで、藩の総支出の40%以上に及ぶ状況でした。相当なお金を支払っているわけです。岡山藩は、安政元年（1854）には、「安政の札潰れ」といわれる藩札の値を十分の一に切り下げる改正を断行していますが、効果は上がりませんでした。このような藩財政の危機的な状況を背景に、安政2年（1855）、岡山藩は「安政の改革」の一環として百姓をはじめとするすべての領民に「儉約令」を出したのです。これが「渋染一揆」の原因となった「儉約令」です。確かに岡山藩は、財政が危機的状況にありました。であれば、すぐに年貢の増徴、百姓の不平や不満をそらすための差別法令、という従来の図式が浮かんでくるのですが、果たしてそうであったのでしょうか。

「儉約令」の内容からは、年貢増徴が目的というよりも、百姓の生活状態を戒める目的で出されたと考えられます。その理由はいくつか考えられますが、一つは百姓の生活態度や生活状況が享樂的で華美（岡山藩では、近世前期より農村に商品経済が浸透し始め、藩による農村への行商に対する禁制も幾度か出されたものの次第にゆるめられて、19世紀初めには、華美な呉服物や化粧道具、かんざしの類まで携えた商人が農村に出かけていくようになり、百姓の生活様式や考え方も大きく変わりました）になり、そのことが年貢の滞納や減少に影響している。もう一つは、百姓からの生活救済の要求について、この対応に苦慮していたからだと考えられます。事実、年貢の減少に反比例して農村救済の「加損米」の支出（1802年には1万石以上になっている）は激増しています。このことから、年貢の増徴を計画するなど無理です。事実、ある郡奉行は絶望的な証言をしています。

とすれば、残された道は、百姓への質素儉約の徹底を図ることで、百姓の生活費の支出を抑え、せめて「加損米」など藩からの支出を減少させようという考えしかありません。事実、この「儉約令」（原典史料は「御儉約御触書」）の各条文は、着物・装身具、交際、食事、商売、家作など24項目にわたり、かつてないほど細かく規制を定めています。しかも「儉約令」の前文は、岡山藩の財政窮乏の状態や外国船に対する沿岸防備の経費増や安政大地震による江戸藩邸の復旧費用による莫大な出費などを訴え、藩側も公務や軍備以外はすべて節約する安政の改革を10年間実施するから、百姓もこうした事情をよく理解し、この「儉約令」を守るよう協力を要請する文面になっています。つまり「儉約令」は、百姓の生活を貧窮させても年貢を増徴する目的で出されたのではなく、百姓の日常生活における無駄な出費を抑えることで、藩からの救済費用や土木事業などの費用を減少させることを意図して命じられたと考えるべきなのです。このことについては、後で被差別身分に対して出された「別段御触書」の目的との対比で、もう一度説明させていただきます。

#### 「渋染一揆」には三つの段階 第1段は嘆願闘争

次に「渋染一揆」の歴史的経緯について、簡単にまとめてみたいと思います。「渋染一揆」の闘いは、嘆願・強訴・助命の三つの段階で闘争（運動）が行われています。まず第1段階が、百姓に「儉約令」が出され、「えた」身分に「別段御触書」が出される。この「別段御触書」を撤回してもらうために「嘆願書」を出そうとする嘆願闘争が第1段階です。

実は「渋染一揆」に先立つ14年前の天保13年（1842）に、幕府が天保の改革を行っていることを受けて、領民に36ヶ条の「儉約令」を出し、その最後に「えた」「隠亡」に対して、住居や衣類が百姓や町人と紛らわしいので慎むよう命じ、また商売を禁止する命令を出しています。さらに翌月に重ねて「穢多衣類、無紋、岩（藍）染・渋染に限り候事」とする触書が出されました。このとき「えた」身分の人々は惣連判の「歎願書」を村役人や目明かしを通じて提出し、衣類の新調は難しいと訴え、「毛綿縞小紋の古着を買い整えて着用せよ」と藩からの命令を変更させています。事実上の撤回に成功しているのです。この経験から今回も同様に、最初は歎願闘争を行うのです。

ところが今回はすごく厳しいんですね。村役人からの強圧的な調印催促は、日増しに厳しくなっています。嘆願運動が始まって3ヶ月が過ぎようとする頃、ついに惣寄合での約束を破り調印する村（沖新田と一日市の2か村）が出てきました。さらにその1ヶ月後、郡会所から「歎願書」が差し戻されます。しかもこの頃より村役人だけでなく大庄屋自身が弾圧に乗り出してきます。その結果、数か村が脱落調印し、嘆願闘争の中心で「寄合中、竹田村ほど強き処も無い」と評された竹田村と、それに肩を並べていた国守村がもろくも屈服してしまいます。惣寄合そのものが崩壊の危機に直面したのです。

#### 強訴への方向転換 第2段は強訴の時期

竹田・国守村の脱落によって嘆願闘争の挫折を感じた人々が、神下村に集まり「逃散」の線で話し合いを進めていたとき、若干28歳の若者、福里村の弥市（友三郎）が次のように発言します。「最の御談なれども、逃散致し御他領え願達せば、御国の御外聞にも拘はらん、左する恐あるべき哉。それよりも、当国の邑久郡虫明様え願出て如何や」と。つまり「虫明様」（邑久郡邑久町虫明に陣屋をかまえ、知行3万2千石の岡山藩筆頭家老伊木若狭）への「強訴」の方が得策であると提案したわけです。弥市の提案に賛成した人々は、神下村を中心に「強訴」へと戦略を転換していきます。この強訴戦術が具体化するが5月28日頃で、ここから伊木若狭に歎願書を受け取ってもらい、評定により調印はしても御触書の内容を強制はしないという事実上の空文化によって強訴が成功するまでが第2段階です。通常「渋染一揆」の授業あるいは副読本はほとんどこの段階で終わり、または最初の嘆願運動の時期、それから強訴の時期で終わります。

### 第3段は助命嘆願の闘争

ここで授業を終わるとどういうことになると思われますか。生徒の感想は「成功したんだ。よかったね」で終わってしまうのです。まるでハッピーエンドで終わる物語であるかのようにしか理解されません。実際はその後、一揆の指導者を見つけ出す厳しい探索と取り調べが続けられ、ついに12名の者が牢屋に入れられます。牢屋に入った仲間たちをどうするか。村全体で犠牲となった獄中の者への見舞いとして米や大豆など食糧、衣類を差入れ、残された家族にも品物や銀札を送っていました。しかし次々と冷たい骸となって村に戻ってくる獄死者を見るにつけ、早期赦免を求める声が村の中に広がっていきました。そして村役人、庄屋、目明かしの嘆願して赦免の願いを届けてもらい、さらには藩主池田家の菩提寺である曹源寺の住職からも歎願書を差し出してもらっている。（当時は部落旦那寺が無住であったので、預かり寺であった長泉寺と妙興寺の僧侶に懇願して書いてもらった歎願書に光明院の奥書をそえて曹源寺の和尚に提出している）このように助命嘆願の運動を行っているのです。つまり獄中の仲間を助けようと、彼らの赦免を嘆願する運動を起こしているのです。そして、まだ赦免する気持ちのなかった藩側が、わずか2年余りで生き残った全員（獄死者以外の6名）を釈放しました。この期間が、七月の十日から翌年の六月の十四日までです。私は、これを助命嘆願闘争の時期と考えます。このように3段階で「渋染一揆」は捉えていただきたいと思います。

「えた」身分の人たちが、なぜ立ち上がったのかという説明はない

従来の授業実践では、先ほど述べました「渋染一揆」の歴史的背景、岡山藩の財政の危機から『安政の改革』を実施しようとしたという「儉約令」が出された理由については説明されるのですが、これはあくまで、藩側の説明なんですね。「渋染一揆」に対する体制側からの理由でしかありません。実際に「えた」身分の人たちが「別段御触書」に対してどのような思いを抱いたか、彼らがどのような生活状態にあったか、あるいは、なぜ「渋染一揆」に立ち上がったのかという「えた」身分の立場からの説明はほとんどありませんでした。ただ「渋染」という衣服の差別性だけが強調される授業、つまり厳しい差別を受けてきた「えた」身分の人々が、衣服にまで差別を強要されて、ついに我慢できなくて、怒りをもって立ち上がったというのが従来の授業でした。

「これ以上耐えられないから立ち上がった」という解釈は正しいのか

まして当時の岡山藩における被差別民の経済力、あるいは生活状況、学問や教養の高さ、「渋染一揆」以前の差別に対する抵抗や闘いなどが授業で触れられることはありませんでした。ですから、生徒の理解は「差別を受け、我慢に我慢を重ねていた被差別身分の人たちが、服装にまで差別され、もうこれ以上は差別されたくないという思いで一揆を起こしたんだ」というものがほとんどです。つまり、生徒は「渋染一揆」を唐突に起こった出来事、厳しい差別を受けていた人たちが、まるでいじめられていた子が急にわあといじめっ子の方に襲ってくるような、そのようなイメージで捉えています。

「分け隔てる」を差別と捉えていた

【…古来穢多共身分御隔二相成候故、御百姓様へ礼儀正舗仕居申所…（昔から穢多身分は分け隔てられてきましたので、百姓へは礼儀正しくしておりましたところ）】  
【…御百姓同様、御蔵本之御年貢奉納候もの共二、右躰の御指別被為仰付候てハ、迷惑奉存候。（百姓同様、藩庫へ年貢を納めておる者たちに、右のような分け隔てを仰せ付けられのでは迷惑に存じます。）】（『禁服訟歎難訴記』）  
【…右躰別段御隔被為仰付候ては最早一同生無甲斐。（右のような別途のお触れで百姓とわけ隔てをなさっては、もはや、私たち一同生きる甲斐もありません。）】（『屑者重宝記』）

ところで、当時の人々は何を差別と捉えていたのでしょうか。現代の我々は、差別を「見下す・蔑む」あるいは「仲間はずれ・排斥・排除する」と考えていますが、江戸時代の人々も同様に認識していたのでしょうか。先ほど紹介しました「渋染一揆」の原典史料である『禁服訟歎難訴記』と『屑者重宝記』に記載されている「歎願書」に、彼らが「差別」をどのように認識していたかを伺わせる表現があります。この二冊の中に「差別」という言葉は一言も記述されていないのですが、「差別」を意味していると文意から判断できる表現は「隔」「指別」の二つです。この二つの言葉はともに「分け隔て」（「隔」とは、さえぎるもの・仕切り・差異・相違、「指別」とは、枝分かれ・物事がいくつかに分かれること）ということを意味します。

このことから、江戸時代の被差別民は、「分け隔て」である「排除」を差別と捉えていることがわかります。つまり彼らは百姓と「分け隔てられる」ことを差別と認識しているのです。先の文中にある「百姓と分け隔てをなさっては」という表現は、何を意味しているのか。一つは、百姓と同じように農業に従事して年貢を納めている、だから我々は百姓であるという自負心です。そしてこの思いを具現化させよう、認めさせようとする意識と行動、すなわち平人化への願い、平人化行動としての百姓化であると考えています。もう一つは、「渋染・藍染の服を着ろ」ということは、その服を着る人間と着ないでもよい人間が「分け隔てられる」ということ、身分の明確化です。つまり、彼らにとっての願いは「平人化」であり「百姓化」であって、その延長上に脱賤化があるのです。彼らは「別段御触書」を自分たちの願いや今までの努力を奪うものであると認識したからこそ、激しく抵抗したのです。

「若者たちは何の生き甲斐もないと、農業をほうり出してしまおう」とか「百姓とわけ隔てをなさっては、もはや、私たち一同生きる甲斐もありません」とまで嘆く理由は、自分たちの未来が閉ざされるような思いを抱いたからだだと思います。彼らは「渋染の着物」や「渋染の色」を問題としたのではなく、その強要が身分の明確化に結びつき、自分たちの願いである平人化行動を妨げることを問題と考えたのだと私は思っています。この意味で、江戸時代の「差別」は「排除」と理解すべきです。

### 「真宗への改宗拒否闘争」の動機

ここで、当時の被差別民が「分け隔て（排除）」を差別であるにとらえていたことがよくわかる史実を紹介します。「渋染一揆」より約70年ほど前におこった「改宗拒否闘争」です。

全国の被差別部落の宗旨は、約85%が浄土真宗だといわれていますが、岡山県の備前地域では、ほとんどが真言宗です。これは、被差別民による改宗反対闘争の成果なのです。

岡山における被差別部落の「旦那寺」は、慶長19年頃、宗門改めをすることになって檀家制度とともに作られました。備中・美作では、その際に、部落の方で僧侶を呼んできて寺をつくりました。備前の場合、先の中納言（宇喜多秀家）のとき、国守に刑番を置き、同時に寺も誘致されました。元禄元年（1688年）以前は、高野山寿福院を本山とし、備中上房郡の大宝寺を中本山とし、備前の常福寺、備中の増福寺、美作の大法寺という関係がありましたが、本山が退転したため、無本寺（本山一末寺の系列のない単独の寺）となりました。改宗問題は、大法寺の住職であった「海順」の訴状が契機でした。彼は真面目な人で自分は立派な僧になりたいが、本山が無いので修業ができない、そこで本山を求めたいのです。まず、高野山の金剛峰寺に本山を頼むのですが、皮田の寺で真言宗の末寺はないと断られます。しかたなく、本山を求めたきっかけとなった本願寺の塔頭・金福寺の僧、玉琳の「もし浄土真宗でよければ金福寺の末寺になりなさい」という言葉に従おうと考え、檀家に話をします。しかし、15カ村の内11カ村は賛成するのですが、有力な檀家が反対します。そして、海順が所用で大阪に行っている間に、彼を寺から追放してしまうのです。海順は困り、久世の代官所や大阪町奉行に訴えますが取り上げてもらえず、ついに大阪で目安箱に訴状を投書するのです。この訴状は、老中田沼意次のもとで審議され、12年後の天明2年（1782年）、大阪代官の万年七郎右衛門によって「真言宗に皮田寺は無之の由に候上は、寺院並旦那方の皮多共一向宗に可相成」と判決が下される結果となってしまいます。このため、美作の大法寺や宝福寺は仕方なく浄土真宗に改宗し、備中の大宝寺ら4カ寺も大阪の徳浄寺の末寺となります。

備前には部落寺院は常福寺しかなく、その頃の住職であった智信（智心）は檀家の強固な反対のため退院してしまいます。この檀家の反対の強さから、岡山藩は強制的に改宗を命じず、彼らを藩内の真言宗の仮旦那にします。押しつけられた真言宗の寺院は、彼らに対して葬式があっても戒名だけつけて葬式に行かない（送戒名）、法事があっても行かないという差別的な扱いを行いました。それでも、彼らは常福寺の再興を要求し続けたのです。寛政8年（1796年）、新しく寺社奉行となった湯浅新兵衛により、英田郡上山村明王院の弟子「周温」を住職として、真言宗の寺院として常福寺は再興されました。

この史実において着目すべきは、なぜこれほどまでに真宗への改宗を徹底的に拒否したかです。しかも、仮旦那寺である真言宗寺院の差別的な扱いにも負けることなく、毎年のように常福寺再興の嘆願書を出し、度々村役人を通して願い出ています。なぜ彼らは、これほどまでに強く改宗に反対したのでしょうか。それは、被差別民が、この改宗を単なる宗旨の問題ではなく、自分たちを平人と「分け隔て」る身分隔離を目的とした差別強化の政策であると捉えたからだとは私は考えています。

柴田一氏は、「御百姓」意識に支えられ、彼らが差別を見抜く力を持っていたからである（前述書）と説明していますが、付け加えるならば、私は「御百姓」意識を実質的に獲得しようとしていた彼らにとって、自分たちだけが「改宗」を強制されたことが許せなかったのだと考えています。どれだけ弾圧を受け、どれだけ差別的な扱いを受けても、彼らは改宗を拒否し続けました。改宗を認めれば、子どもや孫もずっと浄土真宗のままだということ、つまり差別を容認するということは百姓との分け隔てを認めてしまうということは、自分たちが指向し目指してきた百姓と同等の生活、同等の扱い、つまり、百姓化・平人化、身分を越えていく脱賤化の道を閉ざしてしまうことになるから頑なに拒否し続けたと思うのです。「洪染一揆」において指導的役割を果たした城下5カ村も常福寺の檀家であり、最初の惣寄合が開かれ、以後も度々寄合がもたれた場所も、この常福寺です。この改宗拒否闘争は、教訓として「洪染一揆」に生かされています。

#### 『禁服訟歎難訴記』には子孫への誇りが感じられる

『禁服訟歎難訴記』の冒頭に「狐や狸は死んで肉が腐っても皮を残してさまざまの御代の着物にする。人は死んでその遺骸が腐るといっても、名前を天下に顕かにする」という一文があります。この言葉は何を意味しているのでしょうか。私は、自分たちが闘った「洪染一揆」への誇りだと思っています。自らの闘いと生き様に誇りをもち、誇りをもって一揆の記録を子孫に書き残したのだと思います。そして、この闘いの先、いつの日か百姓と同じ扱いを受ける日を目指して日々の生活を生き抜いていくことを、子孫に託していると思うのです。私は、この思いが「洪染一揆」の底流を流れていたと確信しています。

#### 「洪染一揆」以前の闘争の歴史

「洪染一揆」は唐突に起こったのではないと言いましたが、ここでは「洪染一揆」以前の岡山藩における被差別民の闘争の歴史、闘いの歴史について簡単に説明させていただきます。先ほどは「改宗拒否闘争」について説明しましたが、その他にもいくつか興味深い史実があります。

#### 「御役目拒否（返上）闘争」

岡山城下周辺の部落5カ村は、御野郡上伊福村国守の「穢多頭」の指図で、藩の刑吏役を勤めていました。断罪（死刑）の日が決まれば、町奉行からその下役である「隠亡」を通して、その旨が「穢多頭」に伝えられ、「穢多頭」はその手下の者に刑の執行、死骸の取り片づけの仕事を割り付けて従事させていました。

元禄15年（1702年）の暮、駿河屋六右衛門が処刑されることになり、「隠亡」次郎九郎が「穢多頭」多左衛門に伝えたとき、彼はこれを拒否したのです。「これまでは、罪人の生命を取ることやってきました。しかし、死骸の取り捨てという役目は、御百姓たる我々がやるべき仕事ではないはずだ」というのが拒否の理由でした。それ以後10年間は、次郎九郎が直接に5部落にかけ



あって頼んでいましたが、正徳2年（1712年）に、次郎九郎の子である五郎九郎が跡を継ぐと、多左衛門に対して再び公然と「御役目」を勤めるように要求してきて、ついに裁判となりました。両者とも弁明の書状を提出して争いましたが、町奉行の「死刑囚の死骸の片付けは穢多、刑罰以外の死骸の片付けは隠亡」との判決により多左衛門が敗れています。

この史実において着目すべきは、慣例ではあっても藩の命令を公然と拒否したことです。多左衛門が死骸の取り捨てを拒否したのは、所轄の大庄屋南方村の庄次郎の「御百姓は（死骸の片付けなど）しない。するのは乞食（非人）である」という意見を聞き、「我々穢多は乞食（非人）とは違い、御百姓である。したがって死骸の片付けは我々の仕事ではない」と考えたからだと伝えられています。つまり、多左衛門は「穢多」身分であっても「御百姓」であるという意識を持っていたのです。また、このことを公然と主張したことから、彼らが自らの身分を卑下したり卑屈に思って生活していたのではなく、「御百姓」として同等であるという自負心や誇りを強く意識していたことが分かります。（非人に対する差別観という封建的身分制の限界を内包してはいる。）

### 「御百姓」意識

この「御百姓」意識は、岡山藩主池田光政の言説に由来すると言われていています。彼の遺徳を顕彰する目的で書かれた『率章録』『抑止録』に、彼が被差別身分の者を不浄であると言う側近をたしなめ、自分の領内に住む者であれば「穢多も一統わが百姓」であると言ったという逸話が残されています。また、穢多の米は不浄の米ゆえ米で納めさせていないと言う役人に対して、光政は「わが百姓に相違ない部落の者を左様に分け隔てするいわれはない」と、米納に改めるように申し付けていることも書き残されています。柴田一氏は、この光政に由来する「御百姓」意識が被差別民（穢多身分）の間に浸透し、この「御役目拒否」のように、封建的支配体制を支える身分秩序を崩すまでに高まったことに危機感を感じた岡山藩が、次々と差別政策や差別法令を強化していく、それに対して様々な抵抗があり、その結実として「洪染一揆」がおこった（『洪染一揆論』）と論じています。確かに、柴田氏の言うように、被差別民の意識の底流には「御百姓」意識があると私も思います。しかし重要なのは、「御百姓」意識をもつと同時に、この意識が身分制社会では受け入れられていない事実（「分け隔て」である差別）をも認識していたからこそ、実質的な「御百姓」としての社会的地位を獲得しようとして日常での行動や差別に対する抵抗で示したという点です。言い換えれば、身分解放への意欲であり脱賤化への希求であったと私は考えています。また、このことは、彼らが差別に対して無力であったわけでも、賤民身分であることを諦めていたわけでもないことを証明しています。すなわち身分制社会である江戸時代において、脱賤化の方向性と行動の根拠を与えたのが「御百姓」意識であり、この意識に支えられて差別政策に抵抗したのだと考えています。

我々教師は授業において、「同じ人間なのに」という表現をよく使いますが、身分制を社会秩序の基盤とする江戸時代に、このような近代の人権意識における平等観があったとは思えません。身分が異なれば扱いが違うのは当然であり、自明のことです。彼らは「同じ人間である」という意識から差別に抵抗したのではなく、自分たちは「御百姓」であるという意識から抵抗したのです。

### 「伊勢の神楽差別事件」

もう一つ「伊勢の神楽差別事件」というのがあります。上道郡沖新田の村々では、毎年秋になると伊勢大神楽の一行が来て、五穀豊穡を祈って神楽を勤めることになっていました。寛政6年（1794）8月、例年のように訪れ、沖新田外七番の百姓方で神楽をまわしていたとき、隣村や新田七番の被差別部落の人々が大量でやってきました。彼らは、楽頭の森本忠太夫に、自分たちの村でも神楽を勤めてくれるように頼みました。当時は凶作が続いていたこともあり、神楽を奉納して、伊勢神宮の加護を願ったものと推察できます。しかし、楽頭は、部落で神楽を勤めた先例はないと拒絶します。真剣な願いを差別的に拒否した楽頭に激昂した彼らは、神楽の道具を打ち壊し、さらに翌日、神楽一行の宿におしかけて談判におよび、あくまでも部落を差別し神楽を拒否するのなら、以後沖新田において神楽ができぬようにすると厳しく抗議しました。楽頭は、すぐに外七番の名主安五郎宅に駆け込み、名主の権威で部落を抑えてもらおうと訴えました。ところが、安五郎は部落を説得するために全然行動していません。困り果てた森本忠太夫は翌年、岡山藩に訴えています。

この史実から、被差別部落の社会的地位の向上と差別に対する抵抗が日常的に行われていたことがわかります。さらには、周囲を百姓が取り巻いているにもかかわらず、百姓と同等の扱いを要求し、拒否された場合には実力行使まで行っていることから、彼らが差別に屈していたのではなく、むしろ相当の力を持っていたことがわかります。つまり、差別に対する抵抗意識と行動力を兼ね備えるまでに、力量を育て高めていたのです。

従来このような闘いは、被差別身分の差別（差別政策や差別法令）への抵抗として現象面からのみ解釈されてきました。しかし、これらの抵抗や闘いの背景には、被差別民による「解放への歩み」があると思います。わずかな一步の蓄積が大きな一步となり、幕府や藩への脅威となったから、身分制度や身分秩序の維持を目的に差別が強化されていったのではないのでしょうか。差別されたから抵抗したのではなく、差別されたくないという願いや行動を抵抗と見なしたから差別が強化されていったと私は考えています。

「別段御触書」は別に出された法令ではない

従来からよく誤解されているのですが、「別段御触書」は百姓には二十四ヶ条、「えた」身分には五ヶ条というように別々のものが出されたものではありません。『御儉約御触書写』を見ますと、全部で二十九ヶ条、それが一つの「儉約令」です。そして、この「儉約令」の中の後段五ヶ条が「えた」身分に出されたものなんですね。決して別々の文面に出されたわけではない。ただ『禁服訟歎難訴記』には「皮多百姓には別のお触れ出しもあるが、そのことは年が明けて早々にちゃんと申し聞かせるので」と書かれていることから、「別段御触書」が別のもので認識されたのではないかと思います。

「別段御触書」の「前書き」には何が書かれていたか

「別段御触書」ですが、従来は内容のみが史料として取り上げられてきました。しかし「別段御触書」を出す目的は、「別段御触書」の「前書」（前文）に明確に書かれているのです。この部分は、『禁服訟歎難訴記』には、次のように書かれています。

郡々の穢多たちは、年貢を上納し、また非常の際の備えにもなっている者であるから、うとんじて取り扱うという積もりではないが、  
①元々身分の賤しい者であるから、平百姓に対しては身分の程を考えて引き下がった態度をし、万事慎むことは当然である。  
②前々から触れ知らせているが、中には心得違いをし、非礼我察の言動をする者があると聞くが、不埒なことである。  
こんど、③儉約取り締まりを、百姓一同に厳しく申し渡したので、穢多たち一同へも、右に準じて、衣類は無地の洪染・藍染に限ることは当然のことである。

この部分は、「別段御触書」を出した理由（目的）を説明している箇所です。②の「前々から触れ知らせている」こととは、①の文意を指しています。つまり、百姓に対して身分の程をわきまえた行動をなさい、と「前々から」命じているが、なかなか守らない、しかも「平百姓」に対して「非礼我察の言動」をする者さえいるのは「不埒な」ことである、と叱っています。叱った上で、この度百姓一同に「儉約令」を出したから、被差別身分の者たちもこの「別段御触書」を守りなさい、と命じているのです。この文意をどのように理解すればいいのでしょうか。

守られていないからこそ「前々から」という文になるわけで、守られていればこの表現は必要ありません。最近、差別法令の意味が問い直されていますが、廊下を走るから廊下を走るなどなるわけで、守らないから禁止の法令が出されるわけです。つまり、「身分の程を考えて引き下がった態度」をしないから、「身分の程を考え」なさいとなるんです。換言すれば、①の文にある「身分の程を考えて引き下がった態度」をしない者が、「御触書」の前文に書かなければならないほどいるということであり、このことが岡山藩にとって最も危惧すべき状況であったと考えることができます。

事実、『禁服訟歎難訴記』には「お上の方も五年・七年と間を置いて儉約令を触れ出したが、平百姓をはじめ、皮多百姓も触れを守ることはいたってよくなかった」と書かれています。

物事は、見方によって大きく異なって見えます。「心得違いをし」というのは、身分制度が当たり前と思っている者（権力者・体制側）にとっては、「身分の程を考えて引き下が」らないことは「心得違い」なんです。ところが、身分制度を壊していこうとする者にとっては、当たり前行動なんですね。どちらの側に立って解釈をするかなんです。藩側では、「心得違いをし、非礼我察の言動をする」という、つまり「身分の程を」守らない、それぞれの身分に応じた生活をしていないことは「不埒なことである」となるわけです。でも「えた」身分の人たちにとっては、「我々は百姓と変わらないんだ」「百姓と同じ行動をとって何がおかしい」となるわけです。

#### 岡山藩が「別段御触書」を出した目的

では、「別段御触書」を出した岡山藩の真の目的は何だったのでしょうか。次の史料は、平人（一般民）に対する被差別民の態度や生活を問題として岡山藩が出した差別法令（御触書）の一部です。

「却って平人より身分高振有之趣」（宝暦6年：1756年）  
「近来穢多非人等之類風俗悪敷、百姓町人へ対し法外之働いたし、或いは百姓体粉かし」  
（安永7年：1778年）  
「穢多隠亡之類居小屋衣類等平人に粉し不申様別て引下が可申」  
（天保13年：1842年）

先の史料（『禁服訟歎難訴記』にある「別段御触書」前書）と併せて考えるならば、当時の被差別民の生活や経済力は平人とほぼ同程度であったと思います。つまり、被差別身分の生活は必ずしも「貧しく悲惨な」状態ではなく、態度もへりくだっているわけではありませんでした。このことは、日常において被差別身分による「脱賤化」（平人化・百姓と同等の扱いや権利を求める）を目指した身分解放の動き（日常生活の中で身分の枠を越えて百姓や町人と同じ言動を行ったり交流していた）が活発であったと理解できます。しかし逆に、岡山藩にとっては、身分秩序の崩壊を予見させる動きであり、差別法令を出さねばならぬほどの強い危機感を抱くことになったと見るができます。

#### 「別段御触書」と「儉約令」の比較

- a 「衣類は無地の渋染・藍染に限る」（新調の際）
- b 「定紋付を着てはならない」
- c 「他村などの遠くへ行くときは、下駄を用いることは無用である」
- d 「顔見知りの百姓に行き会ったならば、下駄をぬいで、お辞儀をせよ」

「儉約令」（『御儉約御触書』）の中、領民全体に出された24ヶ条と「えた」身分に出された5ヶ条を、その内容において比較した場合、「えた」身分にだけ強要された点をまとめるとこの4点になります。では、この4点を、なぜ被差別身分に対してだけ命じる必要があったのでしょうか。aとbは、先ほどの史料で見ました当時の被差別民の日常生活を「身分高振」「百姓体粉かし」と判断し、これに対する戒めの意味と解釈できます。cとdは、百姓への礼儀と慎みの強要です。この部分は、従来は分裂支配、つまり、百姓の不平不満をそらし、百姓に優越感を持たすための法令と解釈されてきましたが、果して本当に、百姓に優越感を持たせる目的だけでしょうか。私は、「えた」身分の人たちに百姓への態度を改めよと命じるのは、百姓と「えた」身分とは明らかに違うのであるということ「えた」身分の人たちに改めて認識させ、その上で、彼らに身分相応の生活を強制する目的の方が強いと思うのです。

## 身分制度崩壊の危機感

差別法令は禁止しなければならない実態があったから出されるのであり、その実態が身分秩序にとって都合が悪かったから禁止の法令や差別的な内容が強制されるのだと、私が考えていることは先にも述べました。だから私は、身分差別の法令が強化されることは、逆に「分相応に生きる」という江戸時代の封建的身分意識の規範（身分秩序）が崩れ始めているからだと考えています。こう考えると、この「別段御触書」から見えてくるものは、「えた」身分の人たちによる身分を越えた行動が日常的になっているという状況であり、このままでは藩体制を維持している身分制度そのものが崩壊してしまうという岡山藩の危機感なのです。

### 「儉約令」は部落が豊かであったことの証明

住本健次さんは「別段御触書」が「儉約令」として出されていることを重視され、「目立つ程度に高価な染や色の衣服を着ている人がいたからこそ、儉約令として出された」（前述書）のであると提起され、渡辺俊雄さんは「藍染は安価で丈夫な庶民の普段着とでもいえるもので、渋染・藍染に限るとしたのは、それが被差別身分に固有の色だったからというよりも、それ以上の贅沢な服装を禁止する意味が強かった」（『部落史がわかる』）と述べています。「渋染一揆」で藩に差し出された「歎願書」の中には「一村に一人や二人は定紋付を作る者があるかもしれません」と、定紋付の衣服を「新調」している事実が記載されています。さらに「別段御触書」のうち2か条で「絹類」の禁止を強く申し渡していることから、「絹類」使用の事実もあったと思われます。禁令は実態の反映であると考え、当時の被差別民が経済的に決して貧しかったわけではなく、むしろ豊かでさえあったと言えると思います。

### もっと粗末な服を命じてもいいはず

しかし住本さんの説で、私が少し納得できないのは、儉約を目的するのであれば、もっと貧しく粗末な衣服を強要できたのではないかと、もっと贅沢を禁止する内容を出すことができたのではないかとことです。彼も書いていますが、「藍染」は一般庶民が着ていた服であり、もっと貧しい服はあります。また「下駄」については、どう解釈すればいいのでしょうか。下駄よりも安い草鞋や草履があります。「儉約令」では、百姓には雨天の日は下駄の外は使用してはいけないとし、「えた」身分には雨天のときのみ下駄をはくことを認めるが、遠くへ行くときは下駄を用いることはいけないと命じています。百姓も「えた」身分も下駄の使用は禁止されておらず、使い方に差をつけているだけです。「儉約令」の意味から考えて、このことをどのように解釈すればいいのでしょうか。

### 「渋染」の色について

衣服規制を「見下す」の意味で「差別」と捉えたり、「色」の差別性を強調してきた従来の解釈には無理があるように思います。特に「色」の差別性については、住本健次さんが疑問を提起しています。（ただ、彼は前述書の中で「備後、つまり渋染一揆の舞台」で「木綿の渋染」が行われていたと書いているが、「備後」と「備前」を間違えている）私の調査では、岡山藩において「木綿の渋染」が行われていた形跡はありません。『禁服訟歎難訴記』及び『屑者重宝記』には「渋染の色」について一言も記されてはいません。これらのことから、「渋染」を特別な色とした「差別の根拠」についての解釈は史実に反するようにも思われます。ただし、一概に「色」の差別性を完全に否定できるかどうか、今のところ私にもわかりません。私が否定しきれない根拠としては、久保井規夫さんや上杉聰さんが言うように、「浅黄」色（青色）と「渋色」（柿色）が中世以来の「賤民の色」であった事実、そして何よりも「江戸時代の各藩の賤民の服装規制に、穢多は藍染めの場合が多い」という事実があるからです。そして上杉さんは「歌舞伎の市川団十郎家が柿（渋）色を代々の家の色と定めていたのは、役者には『河原者』とさげすまれた歴史があったからだ」（『部落史がわかる』）と住本さんの説に反論しています。また、斎藤洋一さんは、「歎願書」の中に「自分たちが渋染・藍染の衣類を着用したら、盗賊などの目について役目を果たすことができない」という記述があるから、住本さんの「渋染・藍染は特別な染め方や色ではなく、衣服統制令は庶民と同じような染・色を要求した」（前述書）という主張を批判しています。

私も「色の差別性」を一概に否定できませんが、上杉さんの言うように「渋染・藍染」を「常識の一つ」であったとも解釈できません。今後の課題ということで、上杉さん以外の4人の方々の説を、資料として載せていますので、検討していただければと思います。

----- 「衣服統制」の意味 … 「渋染の色・衣服」の差別性について -----

① 久保井規夫 説 柿色・赤茶色・赤錆色

【渋染は、中世からの偏見で血の色を表しているとして恐れられ…修験者・悪党・検非違使たちが着たり、…下級神人・従者とか…乞食・らい者の着衣の色…渋染・藍染は非人の着衣や芝居小屋の幕、遊女屋の暖簾、あるいは牢獄に入れられたときの罪人の獄衣の色…偏見で差別されてきた色の着衣を部落の人々に強要してきた】

② 住本健次 説 赤茶色・茶色

【渋染・藍染は特別な染や色ではなかった。…「目立つ程度に高価な染や色の衣服を着ている人がいたからこそ、儉約令として出された」という解釈が成り立つ】

③ 若林義夫 説 柿色

【柿渋だとすれば布衣類の柿渋染色はなく「紙子」「紙衣」の補助染色に一般的に用いられた渋紙衣だと解され、「渋衣」とは江戸期に盛んに庶民の間に用いられた渋紙子ではなかったか】

④ 好並隆司 説 柿色

【渋衣は「非人」が用いていたという歴史的経緯…「非人」と同視されることに対する“迷惑至極”という意識…他国の「穢多」が結婚相手だから、この渋着物が障害になるということは「穢多」以下の扱いというしかない…備前の「穢多」は他領のそれよりも一層、普通の百姓に近いのに他領の「穢多」よりも一層低い地位に下げられることが憤懣の理由であった】

身分の違いをどのように判断したか

ただ、江戸時代の人々が、身分の違いをどのように判断したかを考えてみることで、この「衣服の差別性」について若干の補足説明が可能ではないかと思えます。まず石瀧豊美さんですが、彼は「身分は相対的なもの」であり「身分が対等でないときは同じことをしないというルール」によって「髪型、服装、作法に違い」を見いだしたのが当時の人々の「身分意識」であり、「見かけ」によって身分の判断をしたと述べています。その上で、彼は「幕末は身分制度が崩れ始めている、人々の心が変わり始めている、それを必死でつなぎ止めようとしたのが、身分差別の法令」であると考察しています（『もやい』第37号 長崎県部落史研究所）。また、竹森健二郎さんも、福岡藩や小倉藩の衣服規制に言及し、「えたと百姓が同じ衣服を着ていては、身分の分が守られないと判断した」から「今までの衣服では区別がつかないから」別服強要や衣服規制の法令を出したと見解を述べています（「衣・食にみる日常生活」『部落解放』）。

「渋染一揆」の起こる77年前の1778（安永7）年、豊肥（大分県）の岡藩でも、被差別民に対して「浅黄染・渋染」の強制が命じられています。その「申し渡し」（法令）に、「今まで着物の差別はなかったが、紛らわしいので」命じるとあり、このことを「銘々が厳守し、心得違いないように」と書かれています。この法令の目的を、一法師英昭さんは「被差別民衆も農民とは違った『分限』がありその遵守を求められた」と解釈しています。

岡山藩の意図は「身分秩序」の厳守

私も石瀧さんや竹森さんの考えと同じく、衣服統制の真の目的は、衣服（見た目）による差異を強調することで、身分秩序の厳守と再認識を民衆に求めたのだと考えています。だからこそ、被差別民は、この衣服統制を、自らの脱賤化・平人化を目指した生活向上・身解放の動きへの排他的弾圧であると受けとめ、激しく抵抗したのだと思います。差別的な色もしくは衣服の粗末さ、あるいは「ひにん」身分と同等に扱われることが、「渋染」の強要に被差別民が反対した直接の原因であったかもしれません。

しかし、差別的な法令を命じた岡山藩の意図は「身分秩序」の厳守であり、維持であった。そして、どのような差別的理由が込められた「別服の強要」であったとしても、被差別民にとっては、彼らが目指してきた「平人化」に逆行する命令でしかなく、それゆえに激しく反発したのだと私は解釈しています。

#### 脱賤化としての百姓化、平人化を支えた経済力

次に、岡山藩の被差別民の百姓化や平人化を支えた経済力あるいは学問の力を説明していきたいと思えます。部落産業としては皮革業が上げられますが、岡山藩では行われていません。三好伊平次の談話として柴田一氏が紹介されていますが、岡山藩の部落では役目として死牛馬の処理は起こないですが、鞣革加工は行っていません。死んだ牛馬の皮を剥いだ後、荒皮のまま塩漬けにして樽に入れ、それを船に載せて大坂の皮革問屋に送っています。しかも備前では近世中期から農家で飼育する牛数が減少し、皮剥の営業権を持つ少数の「掃除主」だけで行われており、産業として発展することはありませんでした（前述書）。

「歎願書」の中に「女は幼少より雪駄表、草履、草鞋などを業と習い覚え」とか「日雇かせぎ、または草履、草鞋など昼夜を厭わず作り」と書いてあることから、これらが大切な収入源であったとは考えられますが、あくまでも婦女子の仕事であって副業であると書いてあります。

#### 主産業は農業

では、彼らの生計を支えた主な仕事とは何であったのか。私は農業であると考えています。彼らも革細工など皮革業が大きな収益をもたらすことは知っていたと思えます。事実、国守村には清五郎という皮革問屋が手広く商売を行っています。しかし、彼らの意識の中には百姓と同等でありたいという意識が強く、それゆえに農業にこだわったと私は考えています。彼らは百姓の捨てた「散田手余地」（土地生産性の割に年貢負担が重く、耕作人も付かず、村の惣作地となった田畑）を買い求めたり、荒地を開墾して農地を広げています。なぜでしょうか。繰り返しになりますが、岡山藩の被差別民にとっての「身分解放」とは、「百姓化」です。それは田畑を所有し耕作することであり、年貢を納めることです。このことは、「歎願書」の中で、地味の悪い散田や荒田を開墾もしくは購入し、農地を広げ耕作に励み、高い年貢率であっても年貢を完納しているのだから、百姓と「分け隔て」しないでいただきたいと訴えていることから理解できると思えます。

「耕作に精を出すことを第一にし、田を大切に守り、年貢を遅れることなく納めるように」「農業に励み、多くの田を耕作し、年貢をたくさん上納することを手柄と考え、我勝ちに田を耕作してきました。散田同様で引き合わないことも厭わず、値段が安いことを条件にして買い求めて耕作に励み、…」  
「農業の外に職もございませんので、所持しております田畑はもちろん、百姓の田地や散田など手余地まで預かって、たくさんの田を耕作し男女とも農業をして働いています。」  
(『禁服訟歎難訴記』「歎願書」より)

また、彼らは「散田手余地」を買い受けて耕作しているため、土地の生産性が低いので、多くの田を耕作すること（大作）で収益を上げるしかありませんでした。このことが結果として、「我々は百姓である」という自覚を高めさせ、百姓と同等の生活（社会的地位）を求めていく歴史的背景となったと私は考えています。すなわち、百姓が捨てた田畑でさえを耕作し、衣類を質入れしてさえ年貢を上納していることが「我々は百姓である」という自意識を育てたのではないのでしょうか。

ある部落の方で、田畑の所有を聞きましてところ、「約三町歩ほどあります。昔からです」と言われるので、「その田畑はどの辺りですか」って聞いたんです。すると「あの辺りと、あの山の左側、それから新幹線の下、向こうに見える河原の……」といったように、指さしながら教えてくれました。たくさんの田畑を持っておられますが、それは一カ所にあるものではありません。これが何を意味しているかというと、百姓が捨てた散田、あるいは荒れた田地を買い足したり、譲り受けたり、あるいは借りたりしながら、徐々に少しずつ田畑を増やしているということです。これは、先ほど述べた史実と合うのです。

## 部落の人口増加は経済力によるもの

最近の部落史研究の成果に、部落の人口増加を、「間引きしなかった」というような信仰心や心の優しさに求めるのではなくて、経済力に求めるようになったことがあります。このことは、岡山藩においても実証できます。岡山藩の人口増加を示した表を見てください。

	1708年（宝暦5年）	1869年（明治2年）
備前全体	335,426人	330,565人
被差別部落	4,822人	9,330人

部落における人口増は、増加する人口を支えるだけの経済的基盤があったからです。生活向上の意欲と実質的な経済力の向上が田地の増加となり、農業を主産業とする岡山藩の被差別身分の人口増加を支えてきたのです。この被差別身分の人口増加は、被差別身分への流入増や差別支配による社会増によるものではなく、出産による自然増であることが調査や研究などからわかっています。また部落数では、寛永年間に10か村と記載された「かわた村」が、18世紀後半では約30部落を越え、安政3年には判頭が置かれていた枝村だけで53部落に増えています。部落数が増加したのは、散田の入手や開墾による「入百姓」として、新しい土地に移住し、新しい集落を形成していったからです。事実、古老の聞き取りの中で、「うちの村は、もともとはあそこの村から出てきた」という言い伝えを聞くことができます。このことから、岡山藩においては、被差別民が農業を基盤として成長してきたことがわかります。

## 判頭たちの知的教養

次に学問・教養の話をしていきます。岡山藩の場合、独立した「えた」村はなく、百姓の本村に従属する枝村として位置づけられていました。そのため、村役人である大庄屋や名主の下に、枝村として従属している関係で、「えた」村の長は「判頭」と言いました。判頭は部落の戸数の多少によって一人ないし数人が置かれ、村民の投票で選ばれました。判頭は家柄や資産だけでなく、指導力のある知識人でなければならなかったのです。例えば、「渋染一揆」の初期の指導者であった一日市村の伝次郎や庄太郎は「御先生」と崇められていましたし、竹田村の紋之介や国守村の豊吉は「書方なども相当いたし、文作も宜しくする知識人であったから、惣寄合の席で議長に推されています。また、判頭の多くが自分の村において手習所の師匠をしています。『禁服訟歎難訴記』の筆者である神下村の判頭豊五郎も手習の師匠をしており、家の門の横には、教場がありました。

## かなり高い「リテラシー」

江戸時代の百姓は「無学」であるというイメージが強いですが、実態としては、文字を読み書きする能力（リテラシー）はかなり高かったと言えると思います。というのは、領主側からの命令は文書で村に伝えられ、その回答も文書によって返答するようになっていたからです。しかも文書は控えを取り、保存しておくという習慣もありました。このような「文書による支配」の前提は、読み書きができるということです。ですから村の学問の力は相当なものがあったと思われます。

## 「嘆願書」完成までの早さ

『禁服訟歎難訴記』などには、「渋染一揆」の指導者である判頭たちについて、次のような学問的素養の高さを示す一揆前後の逸話が多く残されています。また、「儉約御触書」が布達されてから最初の寄合までのわずか2週間程のうちに、12～13のそれぞれの村で「歎願書」の草案が作成されている事実は、ほとんどすべての村において知識水準が非常に高かったことを示しています。先ほど述べましたように、助三郎や豊五郎は手習所を開いています。つまり、村全体の知識力を上げる努力をしていたのです。このことは、旧来の部落史観にあった被差別部落の「低学力」「無学」のイメージを根底から覆す証拠であると同時に、彼らが、脱賤化の基盤として、経済力とともに学問や教養の必要性を認識していたことを示している史実であると考えてよいと思います。

豊五郎（神下村）	『禁服訟歎難訴記』の作者。自宅に寺子屋を開き、手習い師匠をしていた。岡山藩の歴史、幕末の情勢、中国の故事にも精通していた。
良平（笹岡村）	文筆が達者であり、牢庄屋の書役（書記）を務める。最初の寄合で書役に任命され、佐山では歎願総代となる。一揆の中心人物の一人。 「備作平民会」の創設者である岡崎熊吉は、良平の甥。
弥市（福里村）	岡山藩の政治情勢を見抜き、虫明（伊木家老宅）への強訴の提案者。牢庄屋に寵愛され、隠居庄屋の格で、牢庄屋の脇に座を与えられ、牢庄屋に学問（「状文」「平文」「古往来」「唐詩選」の講釈）を教授している。
友吉（稲坪村）	地方きっての知識人であり、秀才。釈放後、明治5年の学制の施行とともに、「小学」の教授に任命されている。
豊吉（国守村）	一揆の前半の中心人物の一人。「惣連判の歎願書」『屑者重宝記』の作者。

## 商品作物による収益

それから、この時代の学問は決して文化的な学問の力だけを意味していません。経済的な力、「生きるための力」であると私は考えています。

「他国との縁組みをしているので、その縁で借金をします。そのような者はとりわけ麦や菜種などを多く蒔きつけ、その取り入れで、毎年支障なく借金を返済します。」  
（『禁服訟歎難訴記』「歎願書」）

というのは、この史料からもわかるように、年貢不足の時は他国の親類から借金をし、その代わり麦や菜種を多く作付して翌年の返済に充てています。また、彼らの田畑は地味が悪く生産性が低いので、それを補って年貢を上納しようとして、より商品性の高い作物を積極的に栽培しています。収益性の高い商品作物を栽培するためには、その知識や技術が必要です。それを手に入れるためにはやはり学問の力が必要です。柴田一さんも書いていますが、私の聞き取り調査でも、被差別部落に多くの蔵書が残されている事実がありました。この蔵書の中には、漢籍や仏典とともに農書の類が多く含まれていたことから、彼らの学問が生活の向上に直結していたものだったと思っています。

## 姻戚関係の広さ

学問の力ということで、もう一つ大事なものは、手紙です。当時の伝達手段は手紙です。私が岡山県北部の学校に勤務していたとき、部落のおじいさんで90歳くらいの方がおられました。その方の祖先の姻戚関係を聞いてみたんですが、大変に広範な婚姻の網の目が見えてきました。香川県、徳島県、兵庫県、広島県、大阪府、福岡県というように、中四国から九州まで広がっていました。私は、江戸時代においても、被差別民の姻戚関係が網の目のようにあったのではないかと（『嘆願書』に「近国の播州・備中の他領・讃岐の小豆島の穢多村どうして男女養子をやったり迎えたり」とある）と想像しています。というのは、嘆願運動が挫折した段階で、逃散の意見が主流を占めます。どこに逃げるか。「他国」「他領」に逃げようという話が『禁服訟歎難訴記』に記されています。また、このような別服を着ていては婚姻に差し障るとも「嘆願書」で訴えています。他国との婚姻、そして姻戚関係を維持していることや、様々な情報を知っていたことなどからも、彼らが密接にしかも頻りに連絡を取り合っていて交流していたことがわかります。連絡を取り合うためには手紙しかありません。文章の力であり学問の力です。読み書きを含む学問や教養を身につけることは、彼らにとって「生きる力」の基盤であったのです。

さらには、この学問的素養が、岡山藩の政治や財政の状況を的確に把握することを可能にしたのです。自分たちの交渉相手に伊木若狭（筆頭家老であり、「安政の改革」の推進者である日置忠尚とは政策上必ずしも同一の考えでなかった）を選ぶことができたのも、あれほどに論理的な「嘆願書」を作成することができたのも、学問の力です。学問や知識が彼らに差別の中を生き抜く勇氣と自信、そして信念を与えたのです。このことから、「洪染一揆」は進路保障の教材でもあると思っています。



## 「人間が美しくあるための抵抗の精神」

時間が少なくなってきました。獄死した6名の一人、神下村の助右衛門さんのことを話して終わりたいと思います。『禁服訟歎難訴記』には、「私は薬も願わず、食物もひかえ、湯汁も飲まず、きちんと帯を締めて、皆様へきかない姿を見せぬ覚悟です」と言って、病は重くなりながらも薬も請わず、食物もひかえ、湯汁も飲まず、きちんと着物の帯を締めて、身を慎んで静かに臨終を待ったという助右衛門さんの獄中での臨終の様子が描かれています。どうしてこのような生き方ができるのだろうか。なぜ、彼はそのような生き方を貫くことができたのだろうか。私は授業の中で生徒に問いかけます。生徒と語り合います。生徒の感想を紹介します。

【「えた」身分の人たちの勇気と信念に感動しました。特に牢屋に入った人たちの思いがすごい助右衛門さんはきっと、悔いのない人生だったと思う。私にもできないと思う。そして、今まで、大部分の人がきっと江戸時代を勘違いしていたと思う。昔の人たちの努力と、その結果が今につながっていることがすごい。】

【12人の人たちがいなかったら、自分たちはどうなっていたらだろうか。子孫のことをこれほどに考えてくれていたことに感謝します。歴史は変わるんだと本当に思いました。】

従来の学習指導では、「不当な差別の撤廃を要求して行動を起こした」という人権闘争の側面ばかりが強調されてきたように思います。しかし今まで述べてきたように、「洪染一揆」は（公然としてではないが）既得してきた生活権（社会的地位）の剥奪に対する抵抗であり自分たちの生活基盤を守ろうとする経済闘争であったと考えられます。そして、この闘争を支えた歴史的背景は、日常生活における平人化への行動でした。だから、強訴という勇ましい面を人権闘争として強調するのではなく、日常における平人・百姓と同等の生活を追求する生き方こそを「差別との闘い」として評価すべきであると私は考えています。

身分差別が当然の時代に、自分たちが「差別されている」ことに気づき、「どうすれば、その差別をなくすことができるか」を考え、実際に行動した彼らの生き方を通して、またなぜそのような生き方ができたのかを考えさせることで、生徒の中に新しい部落史像を創り上げることができると私は確信しています。そのためにも、「洪染一揆」という史実を単に知識として学ぶのではなく、厳しい差別の中で、被差別民がどのように生き抜き、その差別を乗り越えてきたかを生徒とともに学び合い、その学習を通して部落問題への認識と自らの生き方を問い直す部落史学習が必要なのだと考えています。

彼らは自信・信念を手に入れ、後世に残した

「洪染一揆」を闘った彼らは、この闘いによって自信と、自分が人間として生きていくんだという信念を手に入れ、そしてそれを自分の子どもや孫に伝えようとしたのではないのでしょうか。だからこそ、書き残したのだと思うのです。『禁服訟歎難訴記』や『屑者重宝記』はなぜ書き残されたのか。彼らは自分たちの手柄として書き残しているのではない。自分たちが成し遂げたことを後世に残すため、命を懸けて闘った意味と解放への願いを子孫に託すために、彼らは書き残したのではないのでしょうか。

大正12年、岡山県に「水平社」が結成されたとき、その本部は、財田村神下に設けられ、中央委員10名のうち、委員長（三木静次郎）以下4名が神下の出身でした。この神下村は「洪染一揆」が強訴へと闘いを転換する段階で、運動の中心となり、先程述べました助右衛門以下6名の者が投獄された村です。ここでは、獄死した先人の偉業を偲ぶため、毎年「洪染一揆」慰霊祭がおこなわれていました。そのときに、いつも読み上げられたのが『禁服訟歎難訴記』でした。私も実物を見せていただきましたが、和紙を綴ったこの書物は、日に焼け、めくる所はよれよれで、手垢がついて汚れていました。さらに、鉛筆で読み方が書かれていて、よく読み返されてきたことが一目でわかりました。岡山県における部落解放運動の原点は「洪染一揆」であり、その精神は脈々と受け継がれてきたのです。

## 渋染一揆から何を学ぶか

「渋染一揆」をただ教えるのではなくて、「渋染一揆」の中から何を学び取っていくかという視点から教材化や授業をしていただきたいと思います。私は、この視点に立って「渋染一揆」の歴史的背景、「儉約令」の意味、「嘆願書」に込められた被差別民の思いなどをまとめていけば、すばらしい教材になり得ると確信しています。最後に、このような視点で私自身が行った授業に対する生徒の感想を紹介して終わります。

【私たちは、渋染一揆を起こして、差別を強めるような法令をなくしてくれた人たちにすごく感謝しなければいけないと思う。もし差別がどんどん強まっていくままだったら、今の私たちの豊かな暮らしはできてないかもしれない。それに差別はどんなに悲しいものか、それを生命をかけてでもなくしていかないといけないほど、大変なものかを教えてくれた。私たちは、いじめや差別にこれから必ず出会うと思う。その時「それはいけない」ときちんと言えるようになっていかなければならない。だから、今のこの学習を大切にしたい。】

【差別されることが、それがずっと自分の子孫に残っていくのはすごくいやです。でも、それを「いや」というだけにしておかないで、行動していく力があることがすごいと思った。牢屋から出た人が、自分たちのやってきたことを残そうと本を書いたことがすごい。その人たちが本を書いてくれたから、今私たちが差別について「いけない」「だめだ」という考えに変わるために勉強できているのだ。この人たちの将来を考えた行動が、今につながっていると思う。感謝しなければいけない。】

【これから、私たちにできることは、渋染一揆だけではなく、他の差別も学習し、間違った考えを完全になくしていくことだと思います。きっとやり遂げたいです。】

【何かを強く思い最後までその思いを変えず、一つのことにみんなが協力して団結していればかなわないことはないことを学びました。渋染一揆を私はずっと忘れません。】